

震災応急対策（参考文献の解説） 応急対応に関する制度（参考文献 1）

日本における自然災害に対する応急対策は『災害対策基本法』に規定されている。災害対策基本法は、1958 年の伊勢湾台風の反省を踏まえて制定された法律で 1) 災害対策の総合化：現行の災害関係の法律の総合・体系化し、さらに実現のための組織を構築する、2) 災害対策の計画化：災害発生の予防、発災後の対応のための計画を策定し、災害対応のための体制構築・対応能力の向上をはかる、3) 巨大災害への対処：巨大災害に対する災害対応体制の構築、という 3 つの目的を達成するために制定されたものであるが、基本的には、災害時の組織体制、ならびに応急対応を規定した法律となっている。応急対応の内、被災者支援については『災害救助法』に規定されており、避難所での支援から、さらに応急修理・応急仮設住宅といった復旧に関する対策も一部含んでいる。『災害対策基本法』『災害救助法』は制定から 50 年以上が経過し、抜本的な改正の必要性も指摘されるようになっている。

応急対応のシステム（参考文献 2、3）

世界各国で利用されている災害対応のシステムとして Incident Command System, ICS が存在する。ICS では災害対応に必要な機能として、1) 指揮調整 (Command and Control)、2) 事案処理 (Operation)、3) 情報作戦 (Planning)、4) 資源管理 (Logistics)、5) 庶務財務 (Finance and Administration) という 5 つを規定している。日本においても実際に災害対応を行った組織では、災害対応時にこの 5 つの機能が存在する。災害対応において中心的な役割を果たすのが災害対応センター (Emergency Operation Center, EOC) であり、日本の制度では災害対策本部事務室にあたる。日本の災害対応においても災害対策本部事務室の中に ICS が規定する 5 つの機能を持ち、情報収集、共有、意思決定が行われている。

危機対応を行う際に重要な事は、新しい現実を効率的に把握し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識 (COP)に基づき適切な意志決定を行うことである。しかしながら、日本の災害対応においては、被害情報の収集に重点がおかれて、どういった対応を行っているのかについての情報が軽視される傾向がある。被災経験がある組織では災害対応に関わる関係機関が一堂にあつまり災害対応業務を実施することで、対応状況についてもリアルタイムで収集することが可能のように、災害対応センター（災害対策本部事務室）のレイアウトを行うようになっている。

以上

参考文献

- 1) 牧 紀男、災害対策基本法の総合性、計画性と巨大災害への対処—21 世紀前半の巨大時代を踏まえた災害対策のあり方—、地域安全学会論文集、No.12（電子ジャーナル論文）、No.12, pp.71-80, 2010
- 2) 元谷 豊、牧 紀男、林 春男、東田 光裕、標準的な災害対策センターのあり方に関する研究—新潟中越地震時的小千谷市、7.13 新潟豪雨災害時の三条市の災害対策本部の運用実態を踏まえて—、地域安全学会論文集、No.8、pp.259-268、2006
- 3) 東田光裕、牧 紀男、林 春男、元谷 豊、標準的な危機管理体制に基づく危機管理センターと情報処理のあり方—自治体における危機管理センターと情報処理の現状分析-、地域安全学会論文集、pp.71-78、No.7、2005